五　建設機械に関する職員の研修及びその他の職員の研修（研修計画の企画及び立案並びに近畿道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）				
六　公共土木施設の応急復旧に係る建設機械及び資機材の運用に関する調整				
七　地域道路の構造の保全（除雪を含む。）に係る特定事項についての調整、指導及び監督（近畿道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）				
一　直轄国道等の修繕工事、維持その他の管理（高度な技術を要するものに限る。）	近畿地方整備局の管轄区域	（略）	近畿道路メンテナンスセンター	国営明石海峡公園事務所
二　土木工事の施工技術の改善のうち、道路の保全（除雪を含む。）に係る特定事項についての調査及び試験施工			枚方市	神戸市
三　土木工事用材料のうち、道路の保全（除雪を含む。）に係る特定事項についての調査及び試験				
四　土木技術のうち、道路の保全（除雪を含む。）に係る特定事項についての情報の収集及び管理				
五　道路の保全（除雪を含む。）に係る特定事項についての職員の研修（研修計画の企画及び立案を除く。）				
六　地域道路の構造の保全（除雪を含む。）に関するトンネル、橋その他の道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物に係る特定事項についての調整、指導及び監督	（略）	（略）		（略）

五　建設機械に関する職員の研修及びその他の職員の研修（研修計画の企画及び立案を除く。）				
六　公共土木施設の応急復旧に係る建設機械及び資機材の運用に関する調整				
七　地域道路の構造の保全（除雪を含む。）に係る特定事項についての調整、指導及び監督				
	（略）	（略）		（略）